



令和7年4月1日から

『サルビア号郊外便（川西）』の時刻表が変わります

時刻の変更箇所は着色部分です。なお、1便統合便は変更ありません。

土曜日ダイヤは、後日発行の時刻表パンフレットまたは、ホームページ等でご確認ください。

川西 A	2便	6便
田口（集落センター）	9:00	14:20
田口南	9:00	14:20
板坂（公民館）	9:02	14:22
板坂新田北	9:03	14:23
板坂新田南（郵便局前）	9:03	14:23
桜（公民館）	9:05	14:25
長野（公民館）	9:07	14:27
長野（山本商店前）	9:07	14:27
福田住宅	9:08	14:28
福田（旧公民館）	9:09	14:29
福田（福崎高校西）	9:10	14:30
駅前（交通広場）	9:11	14:31
山崎（立石記念碑）	9:12	14:32
山崎（二之宮神社）	9:13	14:33
山崎東	9:14	14:34
文化センター（エルデホール前）	9:16	14:36
駅前（交通広場）	9:22	14:42
駅前	—	—
駅前（吉田クリニック西）	9:23	14:43
新町西（アキタケ診療所南）	9:24	14:44
図書館	—	14:45
旬彩蔵	9:25	14:46
新町清水（J A 神飾統括前）	9:26	14:47
福崎大橋東（さとう前）	9:27	14:48
福崎町役場（サルビア会館前）	9:29	14:50
辻川観光交流センター前	9:31	14:52
田尻住宅（ナンバ前）	9:33	14:54
田尻南（ライフ前）	9:33	14:54
吉田東（ミナミ整形前）	9:35	14:56
吉田西（ラ・ムー前）	9:35	14:56
★吉田北（マルアイ前）	9:43	15:04
★第1デイサービスセンター	9:47	15:08
★長野（山本商店前）	9:50	15:11

★急行バス停

川西 A	4便	8便
★長野（山本商店前）	11:10	16:31
★第1デイサービスセンター	11:11	16:32
★吉田北（マルアイ前）	11:16	16:37
吉田西（ラ・ムー前）	11:17	16:38
吉田東（ミナミ整形前）	11:17	16:38
田尻南（ライフ前）	11:19	16:40
田尻住宅（ナンバ前）	11:19	16:40
辻川観光交流センター前	11:21	16:42
福崎町役場（サルビア会館前）	11:26	16:47
福崎大橋東（さとう前）	11:27	16:48
新町清水（J A 神飾統括前）	11:28	16:49
旬彩蔵	11:29	16:50
図書館	11:31	16:52
新町西（アキタケ診療所南）	11:32	16:53
駅前（吉田クリニック西）	11:33	16:54
駅前	—	—
駅前（交通広場）	11:35	16:56
文化センター（エルデホール前）	11:36	16:57
山崎（立石記念碑）	11:37	16:58
山崎（二之宮神社）	11:38	16:59
山崎東	11:39	17:00
駅前（交通広場）	11:45	17:06
福田（福崎高校西）	11:46	17:07
福田（旧公民館）	11:47	17:08
福田住宅	11:48	17:09
長野（山本商店前）	11:50	17:10
長野（公民館）	11:50	17:10
桜（公民館）	11:52	17:12
板坂新田南（郵便局前）	11:54	17:14
板坂新田北	11:54	17:14
板坂（公民館）	11:55	17:15
田口南	11:56	17:16
田口（集落センター）	11:57	17:17

川西 B	3便	7便
長野（山本商店前）	10:00	15:21
神谷（旧公民館前）	10:01	15:22
第1デイサービスセンター	10:03	15:24
西治（北ノ岡）	10:05	15:26
西谷（大歳神社下）	10:06	15:27
西谷（公民館東）	10:06	15:27
西谷西	10:07	15:28
高橋（官舎下）	10:11	15:32
高橋（橋ノ本）	10:11	15:32
西治（赤坂）	10:12	15:33
西治撰果場	10:12	15:33
西治（下庄）	10:13	15:34
図書館	10:16	15:37
旬彩蔵	10:17	15:38
新町西（アキタケ診療所南）	10:18	15:39
駅前（吉田クリニック西）	10:19	15:40
駅前（交通広場）	10:23	15:44
文化センター（エルデホール前）	10:23	15:44
駅前	10:24	15:45
駅前（吉田クリニック西）	10:25	15:46
新町西（アキタケ診療所南）	10:26	15:47
新町清水（J A 神飾統括前）	10:27	15:48
福崎大橋東（さとう前）	10:28	15:49
福崎町役場（サルビア会館前）	10:30	15:51
辻川観光交流センター前	10:32	15:53
田尻住宅（ナンバ前）	10:34	15:55
田尻南（ライフ前）	10:34	15:55
吉田東（ミナミ整形前）	10:37	15:58
吉田西（ラ・ムー前）	10:37	15:58
★吉田北（マルアイ前）	10:38	15:59
★西野南（ボンマルシェ前）	10:39	16:00
★駅前（吉田クリニック西）	10:43	16:04
★駅前（交通広場）	10:47	16:08
★福田住宅	10:49	16:10
★板坂新田南（郵便局前）	10:51	16:12
★田口（集落センター）	10:54	16:15

★急行バス停

川西 B	5便	9便
★田口（集落センター）	12:07	17:30
★板坂新田南（郵便局前）	12:08	17:31
★福田住宅	12:10	17:33
★駅前（交通広場）	12:14	17:37
★駅前（吉田クリニック西）	12:15	17:38
★西野南（ボンマルシェ前）	12:18	17:41
★吉田北（マルアイ前）	12:19	17:42
吉田西（ラ・ムー前）	12:20	17:43
吉田東（ミナミ整形前）	12:20	17:43
田尻南（ライフ前）	12:22	17:45
田尻住宅（ナンバ前）	12:22	17:45
辻川観光交流センター前	12:24	17:47
福崎町役場（サルビア会館前）	12:29	17:52
福崎大橋東（さとう前）	12:30	17:53
新町清水（J A 神飾統括前）	12:31	17:54
新町西（アキタケ診療所南）	12:32	17:55
駅前（吉田クリニック西）	12:33	17:56
駅前	12:34	17:57
文化センター（エルデホール前）	12:35	17:58
駅前（交通広場）	12:37	18:07
駅前（吉田クリニック西）	12:38	18:07
新町西（アキタケ診療所南）	12:39	18:08
旬彩蔵	12:40	—
図書館	12:41	—
西治（下庄）	12:43	18:10
西治撰果場	12:44	18:11
西治（赤坂）	12:44	18:11
高橋（橋ノ本）	12:45	18:12
高橋（官舎下）	12:45	18:12
西谷（大歳神社下）	12:47	18:14
西谷（公民館東）	12:48	18:15
西谷西	12:48	18:15
西治（北ノ岡）	12:51	18:19
第1デイサービスセンター	12:53	18:21
神谷（旧公民館前）	12:55	18:23
長野（山本商店前）	12:58	18:26

問い合わせ先 福祉課（内線351）

市川町連携デマンドタクシー・市川町コミュニティバス時刻表

(令和7年4月1日～)

神崎総合病院方面

運行日※	月曜日から金曜日の週5日に変更します
便数	行き3便、帰り4便に増便します

※利用日の前営業日(日曜日を除く)15:00までに電話予約が必要です。

← デマンドタクシー

← 市川町コミュニティバス

福崎町内バス停	7:30頃～7:40頃発	9:55頃～10:05頃発	12:20頃～12:30頃発
市川町役場	↓ 8:00頃着	↓ 10:25頃着	↓ 12:50頃着
	バス乗り換え	バス乗り換え	バス乗り換え
	↓ 8:03発	↓ 10:35発	↓ 13:04発
神崎総合病院	↓ 8:30着	↓ 11:02着	↓ 13:31着
市川町バス路線名	瀬加路線	瀬加路線	瀬加路線

福崎町内バス停	11:40頃～11:50頃着	12:30頃～12:40頃着	13:10頃～13:20頃着	15:40頃～15:50頃着
市川町役場	↑ 11:20頃発	↑ 12:10頃発	↑ 12:50頃発	↑ 15:20頃発
	バス乗り換え	バス乗り換え	バス乗り換え	バス乗り換え
	↑ 11:09着	↑ 12:02着	↑ 12:40着	↑ 15:13着
神崎総合病院	↑ 10:34発	↑ 11:35発	↑ 12:07発	↑ 14:38発
市川町バス路線名	浅野路線	瀬加路線	浅野路線	浅野路線

せせらぎの湯・リフレッシュパーク市川方面

運行日※	月曜日から金曜日の週5日に変更します
便数	行き1便、帰り1便の現行どおり

※利用当日(月曜日～金曜日)10:00までに電話予約が必要です。

福崎町内バス停	11:25頃～11:35頃発	16:10頃～16:20頃着
市川町役場	↓ 11:55頃着	↑ 15:50頃発
	バス乗り換え	バス乗り換え
	↓ 12:02発	↑ 15:45着
リフレッシュパーク市川	↓ 12:27着	↑ 15:08発
せせらぎの湯	↓ 12:38着	↑ 15:19発
市川町バス路線名	瀬加路線	瀬加路線



問い合わせ先 予約センター ☎24-3400
福祉課 (内線351)

令和7年4月1日から

『市川町連携デマンドタクシー』が便利になります

福崎町内からデマンドタクシーを利用して市川町役場まで行き、市川町役場で市川町コミュニティバスに乗り換えになります。神崎総合病院やせせらぎの湯・リフレッシュパーク市川方面への交通がより便利になります。

問い合わせ先 福祉課（内線351）

福崎町内全域デマンドタクシー

市川町コミュニティバス



市川町役場で
乗り換え



デマンドタクシーとは…
最寄りのバス停まで、行きも帰りも
送迎します。事前予約制の乗り合い
タクシーです。

利用料金 1回100円
(回数券・定期券も利用できます)

市川町コミュニティバスは
別途料金が必要です



神崎総合病院



神崎総合病院方面

せせらぎの湯・
リフレッシュパーク市川
方面



せせらぎの湯
(月曜日休館)



リフレッシュパーク市川
(火曜日休館)

福崎町・姫路市連携コミュニティバス 『ふくひめ号』の時刻表変更について

4月1日から時刻表を変更します。

詳しくは3月下旬に町ホームページまたは福崎町地域公共交通ホームページ (<http://fukusaki-kokyokotsu.jp/index.html>) でお知らせします。

問い合わせ先 まちづくり課（内線335、336）

駅前駐車場をご利用ください

福崎駅周辺には、町営の駐車場が2か所あります。駅前東駐車場は入場2時間以内は無料です。駅周辺にお出かけの際はご利用ください。

①駅前西駐車場（定期及び時間貸し）

【場所】福崎町福田225番地1

【使用料】 ◆定期：4,400円／月（随時受付）

◆時間貸し：1時間100円（午前1時まで上限400円）

②駅前東駐車場（時間貸しのみ）

【場所】福崎町福田384番地1

【使用料】1時間100円（午前1時まで上限400円）

*入場2時間以内は無料。入場2時間を超え3時間までは300円。

【定期駐車申し込み・問い合わせ先】まちづくり課 管理係（内線333）



町職員の給与や職員数を公表します

町職員の給与は、生活費、並びに国、他の地方公共団体の職員及び民間企業の従事者の給与等を考慮して、町議会の議決を経て条例で定めています。また、町長、議長及び特別職の報酬等は、町内の各種団体の代表者等によって構成される特別職報酬等審議会の意見を聴いて、町議会の議決を経て定めています。職員の給与等の状況を広くみなさんに知っていただくために、その概要を公表します。

1. 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R6.1.1現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B÷A)	前年度 人件費率
令和5年度	人 18,767	千円 9,019,580	千円 105,278	千円 1,676,066	% 18.6	% 18.4

- (注) 1.人件費には、一般職員の給与、特別職の給料・報酬、共済組合負担金等が含まれています。
2.実質収支＝歳入総額－(歳出総額＋翌年度へ繰り越すべき財源)
3.令和2年度から会計年度任用職員も含んでいます。

2. 職員給与の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B÷A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和5年度	人 131	千円 489,108	千円 99,740	千円 192,617	千円 781,465	千円 5,965

- (注) 1.職員手当には児童手当、退職手当を含みません。
2.職員数は令和5年4月1日現在の人数です。

3. 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
福 崎 町	327,704円	42.8歳	352,900円	57.7歳
国	323,823円	42.1歳	288,144円	51.2歳

- (注) 1.一般行政職とは、特別職、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職及び技能労務職を除いたものです。
2.技能労務職とは、運転員、作業員などです。
3.令和6年度福崎町のラスパイレ指数(国家公務員の給料を100として算出する)は98.5となっています。

4. 職員の初任給の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		福 崎 町	国
一般行政職	大学卒	196,200円	196,200円
	高校卒	179,100円	179,100円

5. 職員の経験別・年数別・学歴別標準給料月額の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	272,200円	302,800円	354,200円
	高校卒	231,000円	272,200円	302,800円

6. 一般行政職の級別職員数の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	技 監 町参事	課 長 課参事	課 長 課参事 副課長	課長補佐 係 長	主 査	主 事	主 事	
職員数 (人)	2	12	6	28	31	9	6	94
構成比 (%)	2.1	12.8	6.4	29.8	33.0	9.5	6.4	100.0
参考 1年前の構成比	3.1	13.6	3.1	32.3	35.4	8.3	4.2	100.0

- (注) 1.職員数は、福崎町給与条例にもとづく給料表の級区分による職員数です。
2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

8. 職員の福祉および利益の保護の状況

共済制度	職員は、社会保険制度の一環として、兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合に加入し、医療、年金などの給付を受けています。		
互助制度	職員は、一般財団法人兵庫県市町村職員互助会及び福崎町職員互助会に加入し、福利厚生の実施を図っています。		
健康管理	定期健康診断、ストレスチェック、人間ドック、脳ドック、子宮がん検診を実施		
公務災害	公務災害発生件数	4件	(令和5年度)
	通勤災害	0件	
措置要求・不服申立て	勤務条件に関する措置の要求	0件	(令和5年度)
	不利益処分についての不服申立て	0件	

9. 特別職報酬等の状況

区 分		給料・報酬月額	期末手当
		令和6年4月1日現在	
給料	町 長	830,000円	6月期 2.225月分 12月期 2.325月分
	副町長	673,000円	
	教育長	620,000円	
	公営企業管理者	520,000円	
報酬	議 長	370,000円	計 4.55月分
	副議長	280,000円	
	議 員	255,000円	

10. 定員の状況

部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

部門 \ 区分		職員数			令和5年の対前年度増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年	令和6年		
一般行政部門	議会	3人	3人	3人	0人	派遣職員の減
	総務	33	33	31	△2	
	税務	8	7	7	0	
	民生	41	40	43	3	
	衛生	10	10	9	△1	正規職員を再任用職員に変更
	農林水産	10	10	11	1	
	農林事業の充実					
	商工	3	3	3	0	正規職員を臨時職員に変更
	土木	12	12	12	0	
	小計	120	118	119	1	
特別行政部門	教育	13	13	12	△1	正規職員を会計年度任用職員に変更
	小計	13	13	12	△1	
普通会計	計	133	131	131	0	
公営企業等会計部門	水道	4	4	4	0	正規職員を臨時職員に変更
	下水道	7	7	6	△1	
	その他	10	9	9	0	
	小計	21	20	19	△1	
合 計		154	151	150	△1	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いたものです。

7. 職員の手当の状況

区分	福 崎 町	国の制度との比較
期末手当 勤勉手当	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当	同じ
	6月期 1.225月分 1.025月分	
	12月期 1.275月分 1.075月分	
	計 2.500月分 2.100月分	
退職手当	職制上の段階、職務の級等による加算措置	同じ
	有	
	(支給率) 自己都合 勤奨・定年	
	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	
退職手当	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	同じ
	勤続35年 39.7575月分 47.709月分	
	最高限度額 47.709月分 47.709月分	
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%)	
退職時の特別昇給	無	同じ
地域手当 (令和6年4月1日現在)	平成21年度から制度廃止	同じ (制度はあるが福崎町の区域は無支給)
管理職手当 (令和6年4月1日現在)	技監20/100、課長17/100、副課長12/100	異なる 7級 88,500円~66,400円 6級 72,700円~51,900円 5級 59,500円~49,600円
特殊勤務手当 (令和5年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合 3.9% 支給対象職員1人当たり平均支給年額 2,600円 手当の種類(手当数) 感染症防疫作業手当(1)	異なる
時間外勤務手当	5年度 支給総額 46,928千円 支給対象職員1人当たり年額 419,001円	同じ
	4年度 支給総額 46,291千円 支給対象職員1人当たり年額 417,036円	
扶養手当 (令和6年4月1日現在)	配偶者 6,500円 (年度未満22歳までの)子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 年度初め満15歳~年度未満22歳の子加算額 5,000円	同じ
住居手当 (令和6年4月1日現在)	借家居住者 月額16,000円以上の家賃を払っている職員 最高28,000円	同じ
	自宅居住者 世帯主である職員に支給 2,500円	異なる 無
通勤手当 (令和6年4月1日現在)	交通機関の利用者 実費支給 ただし最高55,000円 6か月定期券等の価格による一括支給	同じ
	交通用具利用者 通勤距離 1km ~ 40km以上 3,500円 ~ 35,000円	異なる 0km ~ 60km以上 2,000円 ~ 31,600円

(注) 退職手当については、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入していますので、支給率は本組合条例で定められています。

問い合わせ先 総務課 人事係 (内線222)
○詳しい内容は町ホームページに掲載します。



農地の転用は 手続きが必要です！

たとえ自分の土地であっても、農地を勝手に農地以外のものにしてはいけません。農地以外のものにする
ことを転用といい、必ず許可や届出が必要になります。
家を建てる場合はもちろん
工事などの仮土置場や駐車場など一時的な場合でも、
転用の許可申請が必要になります。

主な要件

○農振農用地でないこと。
○その土地でなければ、事業の目的が達成しないこと。
※申請農地が農振農用地に指定されている場合、原則転用はできません。指定されているかどうかは、農林振興課にご確認ください。

※転用に関係する各種法令の許可見込みがない場合は、転用できません。
○転用計画に妥当性・確実性があり、周囲の農地に対する影響がないこと。

転用許可には申請から許可まで最低1か月半〜2か月必要です。（他法令の許可がある場合はその期間も必要です。）

目的に間に合うように期間に余裕をもって申請してください。



無断で転用するのは、
農地法違反です！

許可を受ける必要があるにもかかわらず許可を受けずに転用した場合や、
原状回復命令に違反した場合には、個人は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金の適用がされる場合があります。過去に農地法を知らずに転用して無断転用に当たると不安に思われる方は、是正について農業委員会にご相談ください。

（福崎町農業委員会）

下水道へ接続をお願いします！

下水道を利用すると…

さわやかな水洗トイレが使えます

清潔で快適な水洗トイレが使えるようになり、汲み取り便所の臭いが解消されます。

定期的な汲み取りや浄化槽の維持管理も必要なくなります。

公衆衛生が向上し、 清潔で住みよいまちになります

トイレを水洗化し、台所、風呂、洗濯等の生活雑排水を下水道へ流すことにより、溝などに汚れた水がたまらなくなり、蚊やハエの発生や悪臭を防ぎ、周辺環境の改善が図られます。



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」



川や海がきれいになります

みなさんの家庭から排出された汚水は、高度処理を行う福崎浄化センターに集められ、きれいにして自然に帰し、河川などの水質や豊かな自然を守ることができます。

下水道の接続について

供用が開始された地域の土地・建物所有者等は、遅滞なく排水設備を設置し、下水道へ接続することとなっています。（下水道法第10条）（福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第5条）

- 浄化槽等は廃止して公共下水道へ接続を！
- 台所、風呂、洗濯等の排水も下水道へ！

みなさまのご協力をお願いします！

※下水道に接続する排水設備工事は、福崎町の指定工事店でないとできません。工事は必ず指定工事店へお申し込みください。詳しくは町ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 上下水道課 下水道管理係（内線382）